

令和6年度介護報酬改定における改定事項について

厚生労働省 老健局

Ministry of Health, Labour and Welfare of Japan

4. (1) ⑨ 多床室の室料負担

概要	【短期入所療養介護★、介護老人保健施設、介護医療院】 ○ 「その他型」及び「療養型」の介護老人保健施設並びに「Ⅱ型」の介護医療院について、新たに室料負担（月額8千円相当）を導入する。【告示改正】
単位数	【短期入所療養介護、介護老人保健施設、介護医療院】 < 現行 > なし ▲ < 改定後 > 該当する施設の多床室について、室料相当額控除として▲26単位/日（新設） 該当する施設の多床室における基準費用額（居住費）について+260円/日（新設）
算定要件等	○ 以下の多床室（いずれも8㎡/人以上に限る。）の入所者について、基本報酬から室料相当額を控除し、利用者負担を求めるとする。（新設） ・ 「その他型」及び「療養型」の介護老人保健施設の多床室 ・ 「Ⅱ型」の介護医療院の多床室 ○ ただし、基準費用額（居住費）を増額することで、利用者負担第1～3段階の者については、補足給付により利用者負担を増加させない。